

氏家さくら保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始に当たり、氏家さくら保育園(以下「本園」という。)が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1.施設の目的及び運営の方針

○ 運営主体

名称	社会福祉法人 憂心会
所在地	栃木県さくら市上野202-10
電話番号	028-682-3858
代表者名	理事長 柏木宏子
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業

○ 施設の概要

施設の種類	社会福祉法人 憂心会
施設の名称	栃木県さくら市上野202-10
施設の所在地	028-682-3858
連絡先	TEL 028-682-3858
	FAX 028-682-2578
園長氏名	岡田明美
対象児童	生後2ヶ月～2歳児
認可定員	3号認定 50名
開設年月日	S60.4.1
取り扱う保育事業	延長保育・障害児保育・病児保育(体調不良型)

○ 事業の目的・運営方針

本園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に必要なこどもの保育を行い、その健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とし、次に上げる方針に基づき、教育・保育を提供します。

- ・本園は、一人一人の子どもの権利を大切にし、心身共に健康な人間性の基礎を育て、地域を含む保護者からも愛され信頼される保育園を目指す。
- ・本園は、条例が定める職員や施設の基準その他関係法令等を遵守します。

2. 提供する保育・保育の内容

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程にそって子どもの発達に必要な保育その他の便宜の提供をおこないます。

○ 特定保育・保育

ひとりひとりの子どもを心から尊重し、心身ともに健やかに育つよう次の方針を定めます。

- ① ひとりひとりの子どもの育ちを支える
- ② 保護者の子育てを一緒に考え支える
- ③ 子どもと子育てにやさしい地域を作る

《保育形態》年齢別保育を行う。

- ・毎日の保育の流れ、年間のクラス別保育計画(行事予定)等

○ 食事の提供

- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にお知らせください。

《提供時間》

	提供日	午前おやつ	昼食	午後おやつ
--	-----	-------	----	-------

0歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時00分頃	3時00分頃
1歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時00分頃	3時00分頃
2歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時00分頃	3時00分頃

○ 延長保育

・通常利用時間外の延長保育を実施しています。

《施設及び園舎》

・敷地及び園舎

敷地	敷地全体	355.64
	園庭	2213
園舎	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建て
	延べ床面積	356.99

・主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	1室	40.12	
保育室	3室	110.9	
遊戯室	1室	74.32	
調理室	1室	18	

3.職員について

○ 職種、職員数及び職務の内容

職種	勤務	非常勤	職務内容
園長	1人		職員及び業務の管理、職員の指導監督等
主任保育士	1人		保育士の統括、地域子育て支援等
副主任保育士	1人		保育の提供、保護者への連絡等
保育士	8人	6人	保育の提供、保護者への連絡等
看護師	1人	1人	園児の健康管理、衛生環境の整備
調理員	1人	1人	調理

※職員は変動する場合がありますが、条例で定められる教育・保育に必要な職員数以上の職員を常配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の移動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育士の勤務時間帯が異なります。

4.教育・保育を行う日・時間

○ 通常利用時間

利用区分	利用時間	休業日
3号認定 (標準時間)	月～土曜日 7:00～18:30	・日曜日 ・年末年始(12月29日～1月3日) ・祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)
3号認定 (短時間)	月～土曜日 7:00～17:30	

※3号認定子どもに実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、さくら市が保護者ごとに決定する。

※土曜保育は、就労の方のみの利用とさせていただきます。

土曜保育申込書を前月20日までに提出して下さい。

○ 延長保育事業

利用区分	利用時間	利用料
保育標準時間	18:30～19:30まで	300円(30分当たり)限度額3500円
保育短時間	17:30～19:30まで	300円(30分当たり)限度額3500円

5.保育料等

- 利用者負担
 - ・保育料は、児童の年齢と父母の市町村民税により決定します。
 - ・保育料は、毎月25日に銀行引き落としとなります。

6.利用定員50名 認可定員50名

- 年齢別利用定員

利用区分	0歳	1歳	2歳
3号認定	14名	18名	18名

7.利用の開始及び終了に関する事項

- 入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です、

- ・支給認定申請書兼現況届(施設型給付費・地域型保育給付等)に必要な事項を記載し、修了証明書、又は保育を必要とする理由書類(診断書等)を添付のうえ、さくら市に提出する。
- ・保育の必要性が認定された方には、さくら市より「支給認定書」が交付されます。その後、お申込み状況等をふまえさくら市が利用調整を行い、入園決定します。

- 退園・転園・休園

- ・退園を希望する場合は、退園日の1ヶ月前までに、退園届を提出してください。
- ・転園が決定した場合は、速やかに退園届を提出してください。
- ・市外に転出する場合は、事前に職員にお伝えください。
- ・お申込み内容に変更があった場合(転居・離婚等)は、速やかに変更届を提出してください。

- 利用にあたっての留意事項

- ・登園は、9時までにお願います。
- ・当日欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は8時30分までに電話でご連絡ください。

- 利用の終了に関する事項

- ・本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。
- ・児童の保護者が、さくら市の定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ・その他、当園の保育方針に同意出来ない方、又、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

8.緊急時の対応及び非常災害対策

- 緊急時の対応

管轄警察署	氏家警察署
病院	黒須病院 028-682-8811 桜山医院(園医)028-682-2730
対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。
連絡方法	・一斉メールにてお知らせします。
本園の対策	・防犯カメラ4台 ・AED設置 ・事故防止に関する定期的な職員研修の実施

- 非常災害対策

消防計画	氏家消防署 令和5年5月提出
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月実施します。防火管理者 岡田明美
防災設備	・消火器 ・発電機 ・食糧関係(水 米 おやつ ミルク 他) ・火災報知器・誘導灯 ・テント ・毛布 ・トイレ関係 ・照明関係等

避難場所	第1避難	氏家さくら保育園西側園庭	第二避難	職員駐車場
園児の引き渡し	上記の避難場所の、より安全な場所で職員が行います。			

9.要望・相談・苦情等の対策

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

園ご利用相談窓	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情担当者 加藤かおる ・解決責任者 岡田明美 ・ご利用時間 9:00～18:00(月～金) ・電話番号 028-682-3858 ・FAX 028-682-2578 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
さくら市子ども政	・電話番号 028-681-1125	
第三者委員	河原場美喜子	電話番号 028-635-3218 役職・肩書等 元足利短期大学講師
	高根沢由行	電話番号 028-675-2272 役職・肩書等 氏家さくら保育園監事

10.利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	保育園責任賠償保険
保険金額	1名につき 1億円
	1事故 2億円 賠償責任保険 42,440円

11.守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

園児及び保護者等に関わる個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内におし使用します。

- ・次の保育園、幼稚園への円滑な移行、接続が図られるよう、卒園に当たり、次の受け入れ先との情報を共有すること。
- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保険料は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

12.提携する医療機関等

種類	嘱託医(内科)	嘱託歯科医
病院名	桧山医院	渡辺歯科医院
所在地	さくら市櫻野1220	さくら市氏家2765-5
医院長名	浜島玲子	渡辺信夫
電話番号	028-682-2730	028-682-2724

- ・ケガをした時、軽い場合(擦り傷程度となる)は消毒等の処置を看護師が行います、傷が深かったり大きい場合には近くの外科医に連れていき処置をします。その時は、ご家庭に連絡をします。通院が必要な場合にはご家庭でお願いします。
- ・病気になった時は、様子を見てご家庭に連絡をします。熱性けいれんを起こす可能性のあるお子様は、体温が37.5℃以上のなりましたら連絡をしますのでお迎えをお願いします。
- ・朝、検温を必ず行い、お子様の健康状態が優れない場合は無理をさせず、熱・下痢などの症状がみられる場合は必ず休ませてください。
- ・園児が特定の感染症等に感染した場合には、感染症対策マニュアル及び主治医の指示等に従い又、回復後の再登園の際には、登園許可書の提出が必要となります。

13.園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

- ・園の敷地内は、全て禁煙です。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、及び営利活動はご遠慮ください。